

# 一般社団法人秋田県バスケットボール協会 細則

## 専門委員会

### 第1章 専門委員会業務

第1条 専門委員会の各業務は、次のとおりとする

#### 第2条 総務委員会

- (1) 諸会議の準備及び記録に関すること。
- (2) 諸大会の開催事務手続きに関すること。
- (3) 協会の組織及び運営に関すること。
- (4) 各委員会の連絡、調整に関すること。
- (5) 庶務に関すること。
- (6) 渉外に関すること。
- (7) 財務に関すること。

#### 第3条 報道委員会

- (1) 報道編集に関すること。
- (2) 諸大会の記録並びに保守に関すること。
- (3) 事業、大会等の広報に関すること。
- (4) 協会報の発行に関すること。

#### 第4条 競技会委員会

- (1) 全ての競技会の管理に関すること。
- (2) 競技規則の運用に関すること。
- (3) 競技会の日程調整に関すること。(競技カレンダーの作成)
- (4) 競技会要項・手続きに関すること。
  - 1) 公式競技会を競技会要項にて規定する。
  - 2) 公式競技会は、原則として開催月の3か月前までに大会要項を競技会委員会に提出する。
  - 3) 競技会委員会は、承認した競技会を理事会へ報告する。
  - 4) 準公式競技会、承認競技会は別途これを定める。
- (5) 諸大会の準備・運営に関すること。
- (6) 各種大会の組合せ作成及び組合せを工夫、研究し競技力向上に関すること。

#### 第5条 3X3委員会

- (1) 3X3大会の準備、運営に関すること。
- (2) 3X3大会用具設備の管理に関すること。
- (3) 3X3規則の研究及び指導に関すること。
- (4) 3x3大会の組合せ作成及び競技力向上に関すること。

#### 第6条 審判委員会

- (1) 諸大会の準備に関すること。
- (2) 審判員の技術向上及び管理に関すること。
- (3) 競技規則の研究及び指導に関すること。
- (4) バスケットボール技術の研究及び向上に関すること。
- (5) 審判インストラクター部会を設置し次の業務を行う。
  - 1) 審判の資格取得に関すること。
  - 2) 審判の資格更新に関すること。
  - 3) 審判の技術向上に関すること。
  - 4) その他、ライセンス及び役割業務については細則による。

#### 第7条 T・O(テーブルオフィシャル)委員会

- (1) 諸大会の準備・運営に関する事。
- (2) 競技規則（T・O）の研究及び技術向上に関する事。
- (3) ライセンス及び役割業務については細則「専門委員会（TO委員会）」による。

第 8 条 選手強化委員会

- (1) 秋田県代表チームの強化対策に関する事。
- (2) 競技力向上に関する事。
- (3) ユース育成委員会と協力し、国体少年男女の強化に関する事。

第 9 条 指導者養成委員会

- (1) JBA公認コーチ制度と連携し指導者育成に関する事。
- (2) 競技指導者の技術向上、研究に関する事。

第 10 条 ユース育成委員会（アンダーカテゴリー委員会）

- (1) U12, U15, U18における、リーグ戦運営に関する事。
- (2) 県DC（育成センター事業）及び地区DC（育成センター事業）に関する事。

第 11 条 スポーツ医科学委員会

- (1) 選手の医科学に関する事。
- (2) 栄養学に関する事。
- (3) 心身づくりやトレーニング法に関する事。

第 12 条 マンツーマン推進委員会

- (1) 指導者養成委員会と協力し、U15以下のマンツーマンディフェンス推進に努める事。
- (2) JBAのマンツーマンディフェンス推進講習会を受講し、正しいマンツーマンディフェンスの推進を県内指導者への伝達に努める事。

## 第 2 章 自主研修

第 13 条 定義

公益財団法人日本バスケットボール協会、東北バスケットボール協会が指定する派遣要請以外の技術向上及びライセンス取得を目的とする個人研修について、県協会より経費を補助する。但し、県内研修は該当しない。

第 14 条 研修参加手続き

自主研修に参加する者は、所属委員長の承認を得て県協会へ派遣募集依頼等を提出し、専務理事が内容を審査し研修参加の可否判断をする。

第 15 条 経費補助

居住地から研修地までの交通費を県協会県外旅費規程により支払う。以外の必要経費は個人負担とする。

第 16 条 請求手続き

研修終了後、県協会指定様式の研修報告書を県協会へ提出することにより、交通費の請求を行う。協会は、審査のうえ本人宛に振込みで支払うこととする。

第 17 条 予算計上

個人研修に係る次年度予算（案）を、前年度11月末日までに所属委員長が作成し事務局あてに提出し、専務理事が審査し承認可否を決定する。

第 18 条 予算執行

原則、確定予算内で施行することとする。

第 19 条 補足

この自主研修に定めるもののほか必要な事項は、会長の決裁による。

付 則 1 本細則は、2022年4月1日より施行する。